

奈良市公報

号外第5号

令和元年5月規則他

令和2年2月19日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシンス課長
制作 株式会社 明新社

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
5 8	1	奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	公園緑地課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
5 10	12	奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	環境政策課
5 23	31	奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示	子育て相談課
5 31	43	奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱の一部を改正する告示	環境政策課

消 防

月 日	番号	件 名	主 管
5 21	1	奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令	消防局総務課
5 21	2	奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令	消防局総務課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
5 21	1	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則	教育総務課

災 害 対 策 本 部

月 日	番号	件 名
5 29	1	奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

規 則

奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市都市公園条例施行規則（昭和46年奈良市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式まで及び別記第7号様式から別記第11号様式までを次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

公園施設設置許可申請書

(宛先) 奈良市長	年	月	日
申請者住所氏名 電話番号	所	名	印
次のとおり公園施設設置の許可を受けたいので申請します。			
1. 公園名及び場所			
2. 設置の目的			
3. 設置の期間	年	月	日から 年
4. 施設の種類、 構造及び数量			
5. 施設の管理方法			
6. 工事の実施方法			
7. 工事の着工及び 完了予定年月日	着工	年	月
	完了	年	月
8. 公園の復旧方法			
9. その他の必要な事項			
※ 使 用 料	円		許 可 印
※ 許 可 条 件			

記入上の注意 申請者が法人であるときは、申請者の住所、氏名の記載箇所には、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

別記
第1号様式（第2条関係）

公園内行為許可申請書

(宛先) 奈良市長	年	月	日
申請者住所氏名 電話番号	所	名	印
次のとおり公園内の行為の許可を受けたいので申請します。			
1. 公園名			
2. 行為を行う場所 又は公園施設名			
3. 行為の目的			
4. 行為の内容			
5. 使用期間	年	月	日から 年
		日	時
6. 使用面積			
7. その他の必要な事項			
※ 使 用 料	円		許 可 印
※ 許 可 条 件			

記入上の注意 申請者が法人であるときは、申請者の住所、氏名の記載箇所には、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第3号様式 (第2条関係)

公園施設管理許可申請書

(宛先) 奈良市長		年	月	日
申請者住所氏名		印		
電話番号				
次のおおき公園施設管理の許可を受けたいので申請します。				
1. 公園施設名				
2. 管理の目的				
3. 管理の期間	年	月	日から	年
	年	月	日まで	
4. 管理の方法				
5. その他必要な事項				
※ 使用料	円	許可印		
※ 許可条件				

記入上の注意 申請者が法人であるときは、申請者の住所、氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第4号様式 (第2条関係)

公園占用許可申請書

(宛先) 奈良市長		年	月	日
申請者住所氏名		印		
電話番号				
次のおおき公園占用の許可を受けたいので申請します。				
1. 公園名及び占用の場所				
2. 占用の目的				
3. 占用の期間	年	月	日から	年
	年	月	日まで	
4. 工作物その他の物件又は施設の構造				
5. 管理の方法				
6. 工事の実施方法				
7. 工事の養生及び完了予定年月日	着工	年	月	日
	完了	年	月	日
8. 公園の復旧方法				
9. その他必要な事項				
※ 使用料	円	許可印		
※ 許可条件				

記入上の注意 申請者が法人であるときは、申請者の住所、氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第5号様式 (第2条関係)

変更許可申請書

(宛先) 奈良市長		年	月	日
申請者住所氏名印				
電話番号				
次のとおり変更の許可を受けたいので申請します。				
1. 公園名				
許可年月日及び番号	年	月	日	第 号
3. 許可を受けた事項	<input type="checkbox"/> 行為	<input type="checkbox"/> 設置	<input type="checkbox"/> 管理	<input type="checkbox"/> 占用
4. 変更する事項				
5. 変更する理由				
6. その他必要な事項				
※ 使用料	円	許可印		
※ 許可条件				

記入上の注意 申請者が法人であるときは、申請者の住所、氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第7号様式 (第5条関係)

公園施設設置(占用)工事完了届

(宛先) 奈良市長	年	月	日
届出人住所氏名印			
電話番号			
次のとおり工事が完了したので、お届けします。			
1. 公園の名称			
2. 許可の年月日及び番号	年	月	日 第 号
3. 公園施設又は占用工作物その他の物件若しくは施設の別			
4. 工事着工及び完了年月日	着工	年	月 日
	完了	年	月 日
5. その他必要な事項			

記入上の注意 届出人が法人であるときは、届出人の住所、氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第8号様式（第5条関係）

公園施設設置（管理、占用）廃止届

(宛先) 奈良市長 届出人住所氏名 電話番号	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
公園施設の設置（管理、占用）を廃止したので、お届けします。	
廃止する公園又は 占用工作物その他の 物件若しくは施設	
1. 既に受けた許可の 年月日、許可番号 及び許可期間	年 月 日 第 号 年 月 日 から 年 月 日まで
2. 許可期間	許可期間
3. 廃止の理由	
4. 廃止年月日	年 月 日
5. 原状回復の方法	
6. その他必要な事項	

記入上の注意 届出人が法人であるときは、届出人の住所、氏名の記載箇所には、

主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第9号様式（第5条関係）

公園原状回復届

(宛先) 奈良市長 届出人住所氏名 電話番号	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
次のとおり公園を原状に回復したので、お届けします。	
1. 公園名	
2. 許可の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
3. 許可の種類	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 占用
4. 原状回復の理由	
5. 工事着工及び 完了年月日	着工 年 月 日 完了 年 月 日
6. その他必要な事項	

記入上の注意 届出人が法人であるときは、届出人の住所、氏名の記載箇所には、

主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第10号様式（第5条関係）

指示工事了り届

(宛先) 奈良市長	年	月	日
届出人住所氏名 電話番号	氏名	氏名	印
次のおり命ぜられた工事了り完了したので、お届けます。			
1. 公園名			
2. 完了した工事の内容			
3. 工事着工及び完了年月日	着工年月日	完了年月日	
4. その他必要な事項			

記入上の注意 届出人が法人であるときは、届出人の住所、氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

第11号様式（第6条関係）

使用料減免申請書

(宛先) 奈良市長	年	月	日
申請者住所氏名 電話番号	氏名	氏名	印
次のおり使用料を減免くださるよう申請します。			
1. 公園名			
2. 許可の年月日及び番号	年月日	第	号
3. 使用許可の内容及び使用料額	使用料額		円
4. 減免を申請する理由			
※ 決定	<input type="checkbox"/> 免除する		
	<input type="checkbox"/> 円減額する	許可印	

記入上の注意 申請者が法人であるときは、申請者の住所、氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市都市公園条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年5月8日揭示済)

告

示

奈良市告示第12号

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱（平成30年奈良市告示第418号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「寄附」を「寄附金又はこれに準じるものとして市長が認めるもの（以下「寄附金等」という。）」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 市内に事業所等を有している団体であること。

第4条第1項中「寄附金」を「寄附金等」に改め、「(ただし書を除く。)」を削り、「寄附した者」を「寄附金等を支出した者」に改める。

第5条第2号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第6条ただし書を削り、同条第4号中「寄附」を「寄附金等」に改める。

第7条中「補助対象経費の2分の1」を「補助対象経費から第4条第1項に規定する寄附金の額及び本市以外の補助制度を利用し交付を受ける補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額」に改める。

別記第1号様式、第4号様式及び第8号様式中「寄附金」を「寄附金等」に、「寄附者数」を「寄附金等を支出した者の総数」に、「寄附を」を「寄附金等を」に改める。

附 則

この告示は、令和元年5月10日から施行する。ただし、第5条第2号イの改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

(令和元年5月10日揭示済)

奈良市告示第31号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「奈良市市民活動部男女共同参画課」を「奈良市市民部男女共同参画課」に、「奈良市子ども未来部こども園推進課」を「奈良市子ども未来部保育総務課」に、「奈良市健康医療部健康増進課」を「奈良市健康医療部母子保健課」に、「奈良市教育委員会教育総務部教育総務課」を「奈良市教育委員会教育部教育総務課」に、「奈良市教育委員会学校教育部いじめ防止生徒指導課」を「奈良市教育委員会学校教育部いじめ防止生徒指導課」に、「奈良市教育委員会学校教育部地域教育課」を「奈良市教育委員会教育部地域教育課」に、「奈良市教育委員会学校教育部教育相談課」を「奈良市教育委員会教育部教育支援・相談課」に、「奈良市消防局災害対策室救急課」を「奈良市消防局救急課」に改める。

附 則

この告示は、令和元年5月23日から施行し、この告示による改正後の奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年5月23日揭示済)

奈良市告示第43号

奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱（平成30年奈良市告示第335号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市健康エコハウス補助金交付要綱

第1条中「奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金」を「奈良市健康エコハウス補助金」に改める。

第2条第1号中「(窓断熱の設置のみを行う場合にあっては、イを除く。)」を削る。

第3条第3号を削る。

第5条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表家庭用リチウムイオン蓄電池の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表窓断熱の項を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式 (第5条関係)

奈良市健康エコハウス補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
住所又は所在地
ふりがな
氏名

奈良市健康エコハウス補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市健康エコハウス補助金
補助対象設備設置場所		〒 奈良市	
導入する補助対象設備の種類 (導入するものにし)	補助対象経費 (消費税を含む。)	補助対象設備別補助金 額 (千円未満切捨て)	
<input type="checkbox"/> 燃料電池式コージェネレーション	円	円	
<input type="checkbox"/> 家庭用リチウムイオン蓄電池	円	円	
補助金交付申請金額		円	
補助金交付申請金額 (導入する補助対象設備別補助金額の合計)		円	

完了予定年月日	(1) 補助対象経費の金額及び内訳が確認できる見積書等の写し (2) 補助対象設備の型式・仕様等が確認できるカタログ、仕様書等 (3) 補助対象設備の設置図 (4) 申請者を含む住宅の所有者全員の同意書 (別記第2号様式) (5) 住民票の写し (3箇月以内に発行されたものに限る。ただし、新築で未居住の場合は実績報告時に提出するものとする。) (6) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書 (別記第3号様式) (住宅の所有者が複数存在する場合は、住宅の所有者全員のもの) (7) その他市長が必要と認める書類
添付書類	
※主務課長の意見	

注 ※印の欄は記入しないこと。

導入する補助対象設備に関する事項

燃料電池式 コージェネ レーション に関する事 項	製品名	
	製造会社	
	発電出力	kW
	購入予定日	工事予定日
家庭用リチ ウムイオン 蓄電池に関 する事項	製品名	
	製造会社	
	蓄電容量	kWh
	購入予定日	工事予定日

別記第4号様式から第7号様式までの規定中「奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス補助金交付要綱」に改める。

別記第8号様式中「奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス補助金交付要綱」に、

<input type="checkbox"/>	家庭用リチウムイオン蓄電池	円	円
<input type="checkbox"/>	窓断熱	円	円

を

<input type="checkbox"/>	家庭用リチウムイオン蓄電池	円	円
--------------------------	---------------	---	---

に改める。

別記第9号様式中「奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス

補助金交付要綱」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

奈良市健康エコハウス補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

請求者
住所
ふりがな
氏名

㊤

奈良市健康エコハウス補助金について、奈良市健康エコハウス補助金交付要綱第11条

の規定により請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	号
補助年度	年度	補助金の名称	奈良市健康エコハウス補助金
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交付請求金額			円

別記第11号様式及び第12号様式中「奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス補助金交付要綱」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年5月31日に施行する。ただし、別表の改正規定（窓断熱の項を削る部分を除く。）は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の奈良市健康エコハウス補助金交付要綱の規定は、令和元年度予算に係る補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和元年5月31日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月21日

奈良市消防局長 西 岡 光 治

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令

（奈良市消防署の組織に関する規程の一部改正）

- 第1条 奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「担当及び」を削り、「予防指導担当 第一消防小隊」

を「第一消防小隊」に改め、同条第2項中「担当及び」を削り、「予防指導担当」を「小隊共通」に改め、同項第三消防小隊の部分の第5号中「査察及びその他の」を削り、同部分中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを削り、同項第三救急小隊の部分の第5号及び第6号を削り、同項第三救助小隊の部分中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号及び第12号を削り、同部分の第13号中「査察及びその他の」を削り、同号を同部分の第10号とし、同部分の第14号を削り、同項第三消防救助小隊の部分の第5号中「査察及びその他の」を削り、同部分中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを削り、第15号を第11号とし、第16号から第21号までを4号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「、副署長及び署長補佐」を「及び副署長」に改め、「主査」を「署長補佐、主査」に改める。

第3条第2項中「副署長は消防司令長」の次に「又は消防司令」を加える。

（奈良市消防事務専決規程の一部改正）

- 第2条 奈良市消防事務専決規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副局長、消防危機統制監、室長」を「次長」に改める。

第2条の2の見出し中「副局長」を「次長」に改め、同条中「副局長」を「次長」に改め、同条第3号から第6号までの規定中「室長、総務課長」を「課長」に改める。

第2条の3を削る。

（奈良市消防文書規程の一部改正）

- 第3条 奈良市消防文書規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「つかさどる」の次に「係及び」を加え、「予防指導担当」を「庶務をつかさどる小隊」に改める。

第7条第1項第1号中「消防法」を「消防法（昭和23年法律第186号）」に改める。

別記第11号様式中「副局長・消防危機統制監」を「次長」に改め、「・室長」を削り、「主任」を「係長・主任」に改める。

（奈良市消防網紀点検調査委員会設置規程の一部改正）

- 第4条 奈良市消防網紀点検調査委員会設置規程（平成元年奈良市消防長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副局長」を「消防局を担当する次長」に改め、同条第3項中「消防危機統制監」を「消防署を担当する次長」に改め、「・室長」を削る。

（奈良市消防職員研修規程の一部改正）

- 第5条 奈良市消防職員研修規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「副局長」を「消防局を担当する次長」に改める。

（奈良市消防安全管理規程の一部改正）

- 第6条 奈良市消防安全管理規程（昭和59年奈良市消防長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「消防危機統制監」を「消防局を担当する次長」に改める。

第20条第2号中「及び第二救助小隊内」を「、第二救助小隊及び第三救助小隊内」に改める。

（奈良市消防表彰規程の一部改正）

- 第7条 奈良市消防表彰規程（平成20年奈良市消防局長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「副局長」を「消防局を担当する次長」に改め、同条第3項第1号中「消防危機統制監」を「消防署を担当する次長」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第13条中「参事」を「消防署を担当する次長」に改める。

（奈良市警防活動規程の一部改正）

- 第8条 奈良市警防活動規程（平成28年奈良市消防局長訓

令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号ただし書を削り、同項第3号中「副局長」を「消防署を担当する次長」に改める。

「副局長

別表第3中 消防危機統制監 を「次長」に改める。

室長」

別記第2号様式中「平成 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年5月21日から施行し、第1条の規定による改正後の奈良市消防署の組織に関する規程の規定、第2条の規定による改正後の奈良市消防事務専決規程の規定、第3条の規定による改正後の奈良市消防文書規程の規定、第4条の規定による改正後の奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程の規定、第5条の規定による改正後の奈良市消防職員研修規程の規定、第6条の規定による改正後の奈良市消防安全管理規程の規定、第7条の規定による改正後の奈良市消防表彰規程の規定及び第8条の規定による改正後の奈良市警防活動規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年5月21日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月21日

奈良市消防局長 西 岡 光 治

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防局長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「3人」を「2人」に改め、第3号中「21人」を「19人」に改め、第4号中「49人」を「47人」に改め、第5号中「128人」を「130人」に改め、第6号中「124人」を「122人」に改め、第8号中「85人」を「90人」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年5月21日から施行し、この訓令による改正後の奈良市消防吏員の階級別定数規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年5月21日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月21日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部

を改正する規則

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則（昭和63年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育総務課」を「教育政策課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年5月21日揭示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月29日

奈良市災害対策本部長

仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第2号）の一部を次のように改める。

第2条の表本部事務局の項中「統括班、支部班」を「本部事務局班」に改め、同項の次に次のように加える。

総合調整部 総括班、広報班、職員班、地域班

第2条の表総務対策部の項中「総務対策部」を「総務部」に改め、同表基盤対策部の項中「基盤対策部」を「土木復旧部」に改め、同表支援対策部の項中「支援対策部」を「援護部」に、「生活支援班、観光経済支援班」を「援護班」に改め、同項の次に次のように加える。

市民支援部 市民支援班、観光経済支援班

第2条の表環境対策部の項中「環境対策部」を「環境部」に改め、同表消防対策部の項中「消防対策部」を「消防部」に改め、同表水道対策部の項中「水道対策部」を「水道部」に、「庶務班」を「総務班」に改め、同表避難所支援部の項中「避難所支援部」を「避難所部」に改める。

第4条第2項中「あらかじめ定めた順序により」を「奈良市副市長事務分担規則（平成22年奈良市規則第82号）第3条に掲げる副市長の順序により」に改め、同条第4項中「法令遵守監察監」の次に「、最高情報統括責任者」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の場合において、副本部長に事故があるときは、危機管理監が本部長の職務を代理する。
- 4 前項の場合において、危機管理監に事故があるときは、奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）第1条に掲げる部等（危機管理監を除く。）の順序で、奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）第66条第1項の部長が本部長の職務を代理する。

第6条第1項中「副班長（支部班及び救護班にあつては班長）」を「副班長（本部事務局班、総括班、広報班、職員班、地域班及び水源班にあつては班長）」に改める。

第10条第1項中「水道対策部」を「水道部」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

部名	班名	所掌事務
	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局及び他班との連絡調整に関する事。 2 管理施設等に関する被害状況の情報収集及び報告に関する事。 3 班内の連絡調整と部内協力に関する事。 4 班内業務計画の策定に関する事。 5 班内職員の活動計画に関する事。
本部事務局	本部事務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び運営に関する事。 2 各部及び関係機関との連絡調整(他部に属するものを除く。)に関する事。 3 県本部への連絡及び報告に関する事。 4 自衛隊等への応援要請に関する事。 5 災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関する事。 6 被害状況のとりまとめに関する事。 7 災害情報の発信及び防災行政無線の運用に関する事。 8 応急対策活動の調整に関する事。 9 各種協定(他部に属するものを除く。)に関する事。
総合調整部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握及び収集に関する事。 2 被害状況に基づく応急対策の調整に関する事。 3 本部事務局の支援に関する事。 4 本部長及び副本部長の特命に関する事。 5 災害予算及び災害時の資金運用に関する事。 6 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関する事。 7 その他各部に属さない事務の調整に関する事。
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の広報(安否情報の広報を含む。)に関する事。 2 記録写真の作成及び保存に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災職員の調査(安否確認)のとりまとめに関する事。 2 職員の動員及び配備に関する事。 3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関する事。 4 職員の健康管理及び衛生管理のとりまとめに関する事。
	地域班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種民間団体の活用及び連絡調整に関する事。 2 所管地域の被害状況調査における調査班への協力に関する事。 3 土木、農林、簡易水道、下水道施設等の応急復旧等(月ヶ瀬担当及び都祁担当に限る。)に関する事。 4 各地域における各班業務への協力に関する事。
総務部	総務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者等の安全確保に関する事。 2 災害視察者及び見舞者の対応に関する事。 3 通信及び通話の確保に関する事。 4 物資車両等の調達及び確保に関する事。 5 災害用車両の配車(総務班に属するものを除く。)に関する事。 6 庁舎等の応急復旧に関する事。 7 情報設備の応急対策に関する事。 8 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関する事。
	会計・契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る義援金等の管理に関する事。 2 災害予算の執行に関する事。 3 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関する事。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害家屋に係る調査に関する事。

	調査班	<ul style="list-style-type: none"> 2 り災証明書発行に関する事。 3 市税の減免等生活相談に関する事。 4 文化財に係る被害状況の調査及び県との調整に関する事。 5 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関する事。
土木復旧部	土木復旧第一班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等の土木施設の応急復旧及び技術に関する事。 2 住宅内の障害物の除去に関する事。 3 下水道施設の応急復旧に関する事。 4 堤防等の危険測定及び水防工法の指導に関する事。 5 ため池、井せき等の危険測定及び水防工法の指導に関する事。 6 水利組合との連絡調整に関する事。 7 り災農地、山林、ため池等の復旧に関する事。
	土木復旧第二班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等被害状況の把握・収集に関する事。 2 避難者の誘導に関する事。 3 被災宅地の危険度判定に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 応急仮設住宅の建築に関する事。 6 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理に関する事。 7 市有施設の応急復旧に関する事。 8 り災農林業者に対する融資に関する事。 9 災害資金貸付に関する事。
保健救護部	保健救護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市医師会等との連絡調整に関する事。 2 市立奈良病院との連絡調整に関する事。 3 救護所の開設に関する事。 4 保健救護班員の配備に関する事。 5 救援救護に係る関係機関との連絡調整に関する事。 6 傷病者の応急手当、助産その他の救護に関する事。 7 飲料水及び食品衛生に関する事。 8 感染症の発生及びまん延の防止に関する事。 9 愛玩動物の収容対策に関する事。 10 被災者の健康管理に関する事。 11 被災地の環境保全に関する事。 12 浸水被害における家屋の消毒に関する事。
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災による遺体の収容及び埋火葬に関する事。 2 警察署及び消防班等との連携に関する事。 3 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関する事。
援護部	援護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関する事。 2 災害ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、連携及び連絡調整に関する事。 3 所管施設の使用協力に関する事。 4 災害援護資金の貸付けに関する事。 5 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関する事。 6 応急仮設住宅の供与に関する事。 7 住宅の応急修理対象者の認定に関する事。 8 要援護者及び要配慮者に対する支援に関する事。 9 福祉避難所の開設及び運営に関する事。
	市民支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等の給（貸）与及び運搬に関する事。 2 応急物資の運搬及び配分に関する事。 3 救援物資（義援金を含む。）の受領及び配分に関する事。

市民支援部		4 保育所、こども園及び幼稚園を利用中の子どもの被害状況の把握、安全対策及び連絡調整に関する事。
	観光経済支援班	1 観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握及び安全対策に関する事。 2 観光客及び帰宅困難者に関する連絡及び調整に関する事。 3 通訳支援に関する事。 4 国際関係に関する連絡及び調整に関する事。 5 協定企業等からの応急食糧の調達に関する事。 6 労働の供給に関する事。 7 被災中小企業者に対する融資に関する事。 8 り災住宅の復旧資材購入あっせんに関する事。
環境部	環境班	1 災害時における廃棄物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の管理及び応急復旧に関する事。 3 仮設トイレの調達及び関係業者との調整に関する事。 4 被災地域のし尿処理に関する事。 5 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班への協力に関する事。
消防部	消防班	1 119番通報を含む被害状況の把握及び情報収集に関する事。 2 職員及び消防団員の動員に関する事。 3 災害現場における救急活動に関する事。 4 災害現場における消防活動及び防災業務に関する事。 5 人命救助に関する事。 6 避難者の誘導に関する事。 7 消防無線通信の確保に関する事。 8 災害時の消防隊出動統制に関する事。 9 消防団員との連絡調整に関する事。 10 広報活動（広報班に属するものを除く。）に関する事。 11 部の経理及び給与に関する事。 12 消防活動の運用に関する事。 13 水防資材の調達及び保守管理に関する事。
水道部	総務班	1 水道被害状況の把握及び報告に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 水道の応急対策活動等の調整に関する事。 4 広報（広報班に属するものを除く。）に関する事。 5 部内における被害状況のとりまとめに関する事。 6 部の災害用車両の管理と配車等に関する事。 7 部の経理及び給与に関する事。
	給水班	1 飲料水供給に関する事。 2 非常給水に関する事。
	復旧班	1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 2 水道施設の応急復旧工事に関する事。
	水源班	1 水源及び浄水施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 2 水源及び浄水施設の応急復旧工事に関する事。
避難所部	避難所統括班	1 部内の動員及び配備に関する事。 2 避難所に係る統括に関する事。 3 避難所における情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関する事。 5 学校教育施設の使用協力に関する事。
	避難所支援班	1 避難所の開設及び避難者の収容（福祉避難所を除く。）に関する事。 2 避難所の管理運営の統括に関する事。

		3 施設管理者等との連絡調整及び協力に関すること。 4 学用品の配布に関すること。
	炊出し・食糧班	1 応急食糧の炊出し等による食糧の給付に関すること。 2 炊出し等における関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所支援班への協力に関すること。

別表第2 (第5条・第6条・第7条関係)

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 危機管理監 部長付 危機管理監付参事	本部事務班	班長 危機管理課長	危機管理課
総合調整部	部長 総合政策部長 副部長 総務部理事 部長付 総合政策部次長 東部振興監	統括班	班長 総合政策課長	総合政策課 財政課 資産経営課
		広報班	班長 秘書広報課長	秘書広報課
		職員班	班長 人事課長	人事課
		地域班	班長 西部出張所長 月ヶ瀬行政センター所長 都祁行政センター所長 東部出張所長 北部出張所長	西部出張所各課 月ヶ瀬行政センター各課 都祁行政センター各課 東部出張所 北部出張所
総務部	部長 総務部長 部長付 総務部次長 総務部参事 会計管理者	総務対策班	班長 総務課長 副班長 法務ガバナンス課長	総務課 法務ガバナンス課 情報政策課
		会計・契約班	班長 契約課長 副班長 会計課長	契約課 会計課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課 文化財課
土木復旧部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長 部長付 都市整備部次長 建設部次長 増田事業部次長	土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農政課長	土木管理課 道路維持課 道路建設課 河川耕地課 公園緑地課 下水道事業課 農政課 JR奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所
		土木復旧第二班	班長 都市計画課長 副班長 開発指導課長	都市計画課 都市政策課 開発指導課 建築指導課 住宅課 営繕課 農業委員会事務局
保健救護部	部長 健康医療部長 副部長 看護専門学校長 部長付 大井市民部次長 健康医療部次長	保健救護班	班長 医療政策課長 副班長 健康増進課長	医療政策課 健康増進課 母子保健課 保健・環境検査課 保健衛生課 保健予防課 救護班員
		衛生班	班長 生活環境課長 副班長 保護第一課長	生活環境課 新斎苑建設推進課 保護第一課 保護第二課
援護部	部長 福祉部長 部長付 福祉部次長 福祉部参事	援護班	班長 福祉政策課長 副班長 障がい福祉課長	福祉政策課 障がい福祉課 長寿福祉課 福祉医療課 介護福祉課

市民支援部	部長 市民部長 副部長 子ども未来部長 観光経済部長 部長付 中川市民部次長 子ども未来部次長 観光経済部次長	市民支援班	班長 地域づくり推進課長 副班長 子ども政策課長	地域づくり推進課 子ども政策課 保育総務課 保育所・幼稚園課 子育て相談課 文化振興課 スポーツ振興課
		観光経済支援班	班長 観光戦略課長 副班長 産業政策課長	観光戦略課 奈良町にぎわい課 産業政策課
環境部	部長 環境部長 部長付 環境部次長 環境部参事	環境班	班長 環境政策課長 副班長 廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課 リサイクル推進課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場 土地改良 清美事務所 クリーンセンター建設推進課
消防部	部長 檜原消防局次長 部長付 東川消防局次長	消防班	班長 総務課長 副班長 消防課長	総務課 消防課 予防課 救急課 指令課 中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道部	部長 経営部長 副部長 事業部長 部長付 多田事業部次長 経営部参事	総務班	班長 経営企画課長 副班長 企業財務課長	経営企画課 企業財務課
		給水班	班長 給排水課長 副班長 企業出納課長	給排水課 企業出納課
		復旧班	班長 水道計画課長 副班長 水道工務課長	水道計画課 水道工務課
		水源班	班長 送配水管理センター所長	送配水管理センター
避難所部	部長 教育部長 副部長 議会事務局長 部長付 教育部次長 監査委員事務局長 議会事務局次長 教育部参事	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 地域教育課長	教育総務課 地域教育課 人権政策課 子ども育成課
		避難所支援班	(小学校担当) 班長 学校教育課長	避難所配置職員(小学校担当) 学校教育課 いじめ防止生徒指導課 議会総務課 議事調査課 男女共同参画課
			(中学校担当) 副班長 教職員課長	避難所配置職員(中学校担当) 教職員課 教育支援・相談課 国保年金課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
			(小・中学校以外担当) 副班長 中央図書館長	避難所配置職員(小・中学校以外担当) 各児童館 各人権文化センター 中央図書館 一条高等学校
		炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長	市民課 保健給食課

附 則

この告示は、令和元年5月29日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年5月29日揭示済)